

H27年度包括外部監査の結果に対する措置内容

テーマ：県税の賦課・徴収に係る財務事務の執行及び管理について

項目	指摘事項・意見の概要	措置内容
法人三税(法人県民税・法人事業税・地方法人特別税)	<p>法人県民税は、公益社団法人や認可地縁団体等が収益事業を行わないで一定の要件を満たす場合に、減免される。平成26年度に石川県内において、減免申請を受けた新規認可地縁団体は35団体であり、その全ての団体が法人県民税(均等割)減免申請書を提出している。</p> <p>減免申請書を提出する際には、県税条例施行規則により、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付することとなっているが、現状では、団体の規約、市町長の認可証明書の提出を求めており、これでは「収益事業を行っていない証明」にならないと考えられる。</p> <p>減免申請を受けたものについては、殆ど実態を審査することはなく、形式的な審査だけで、申請は認められている現状がある。収益事業の有無は、国税が判断すべきものであるが、申請時に収益事業を行っているかどうかについて、収益を生む可能性のある財産の状況を把握するため、減免申請の段階で財産目録を提出させるべきである。(指摘)</p>	<p>認可地縁団体に対する法人県民税の減免については、減免申請添付書類として、地方自治法の規定による市町長が交付した証明書及び当該認可地縁団体の規約の写しに加え、平成28年度から減免申請時において収益を生む可能性のある財産の状況を把握するため、「財産目録等(当該証明申請時に提出した決算書及び総会資料等の資産状況がわかる資料をいう。)」を提出させることとした。</p>
	<p>法人三税申告書受付後に、申告書間の整合性のチェックは3回行われ、その時の各職員の繁閑を考慮して、手分けしながらランダムに行っているのが現状である。</p> <p>したがって、1回目から3回目のチェックが全て同一人によって行われてしまう可能性も否定できない。</p> <p>現状のチェック体制でもミスが発生しておらず、チェックは十分に講ぜられていると思われるが、職員の処理能力に差(熟練者と初心者など)があることや、不正が発生する可能性を排除するため、確実に複数人のチェックが入る体制にしてはどうか。(意見)</p>	<p>法人三税の申告書間の整合性のチェックについては、チェック日や職員署名などを記入した確認書を申告書に添付し、別の職員に引き継ぐことで、確実に複数人のチェックが入る体制とした。</p>
	<p>会計ソフトを使用しない手書きの申告書でのケアレスミスを見逃したケースがあった。</p> <p>発見したミスは、後日国税データとの突合により修正されているものの、このようなケアレスミスを繰り返さないように、実際にあったケアレスミスについて、チェック要領に追記してはどうか。(意見)</p>	<p>法人三税の手書き申告書の審査に際しては、法人三税業務書類審査チェック表に、過去に発生したケアレスミス事案に係るチェック項目を追加し、再発防止に努めることとした。</p>
	<p>石川県は、法人の申告額が適正かどうか確認するため、平成17年度から外形標準課税についての調査を開始している。</p> <p>調査計画は、おおむね4年で全対象法人が一巡できるように立案され、大きな変更はなされていない。</p> <p>調査対象法人中における不備が指摘された法人数は、年々減ってきているが、一部の法人においては、前回調査の指導事項が今回も同様にみられる事例があった。</p> <p>前回の指摘した内容が是正されていなかった法人については、今後は基本計画に拘わらず、1年以内に再調査を実施してはどうか。(意見)</p>	<p>外形標準課税についての調査で指摘を受けた法人に対しては、翌年度の申告時に関係資料の提出を求め、指摘事項が是正されているかどうか確認を行うこととした。</p>
個人事業税	<p>国税では事業所得として申告されているが、個人事業税においては事業と見なされないケースが存在する。</p> <p>個人事業税を課税するには事業性の有無の確認が必要であるため、明確に判断できないものを国税に事業所得として申告していることをもって課税するとした場合、かえって課税誤りが発生する可能性もあることから、電話などによる聞き取り調査を行い、個々のケースを判断している。</p> <p>事業性の判定をさらに適正に行うため、申告者に対する調査を行う際の調査項目を定めてはどうか。(意見)</p>	<p>個人事業税の事業性の有無を確認する際には、各種調査項目を記載した調査書を作成し、判定を行うこととした。</p>
不動産取得税	<p>父と子の共有名義の住宅に対する不動産取得税の課税案件において、父を代表として課税したものの、父の財産調査により財産が発見できなかったため執行停止とした案件があった。</p> <p>今回の場合、父だけでなく子に対しても、納税通知の発行を行うべきであったが、滞納整理小票には父の氏名のみで記載され、課税資料には共同取得者である子の情報が記載されているが、課税資料の確認を行わなかったため、父の滞納初期段階で子への課税といった対応がとられないままとなり、結果として子の納税義務が時効により消滅してしまった。</p> <p>今回の事例では、もう一方の連帯納税義務者である子にも納税する資力があつた可能性がある。</p> <p>結果として、この事案は、共有者全体では担税力がある中で不動産取得税を逃れたと言える余地を残したのではないかと考えられ、滞納初期段階の連帯納税義務の追及漏れは、税の公平性を害するものとなってしまふといえる。</p> <p>今後、同様な事例が発生しないように、手続きの徹底を図るべきである。(指摘)</p>	<p>共有不動産に係る不動産取得税の賦課徴収事務手続きにおいては、共同取得者の課税資料確認を行わず執行停止した案件があったことを受け、同様な事例が生じないよう研修等で本件を具体的な事例として取り上げるとともに、注意喚起文書を出し、周知・徹底を図ることとした。</p>

	<p>不動産取得税の申告書は、石川県税条例によれば、不動産を取得してから60日以内に提出しなければならないことになっているが、殆ど提出されていない。 確かに不動産取得税は賦課課税方式の税目ではあるが、合規性の観点から、県税条例と実際の事務に相違がある。 取得の事実の確認は、地方税法の規定により、法務局からの登記済通知書を確認した市町からの通知を受け取っており、課税の公平性は保たれていると思われる。 しかしながら、不動産の取得者に対して納税義務者となることを認識させていくことが必要であることから、届出について周知を図ってはどうか。(意見)</p>	<p>不動産取得税に係る不動産取得者の申告義務については、県ホームページによる周知に加え、納税者向けに作成している「不動産取得税のあらまし」に申告に関する事項を新たに記載したうえで、不動産取引に係る団体等に配布することとした。</p>
	<p>法人が滞納した場合の調査においては、執行停止や国税除却法人など決算書入手できない場合もあるが、徴収担当者の中には、滞納者からの納税相談において収支状況を聞き取るもの追跡・反面調査まで行っていない場合がある。 納税者のキャッシュフローの解析は滞納整理の進展につながるので、滞納者の財産を把握する能力を高めるために、決算書の分析など財務調査に関する研修を行ってはどうか。(意見)</p>	<p>徴収事務に携わる職員に対し、決算書の分析やキャッシュフローの解析など滞納者の財務状況や納付能力を把握するための研修を積極的に受講させるとともに、研修成果を担当職員間に還元させることなどにより、滞納者の財産を把握する能力の向上を図ることとした。</p>
	<p>不動産取得税が時効となった案件があった。高額滞納者等については、必要に応じて広範囲に関係人先の捜索等を行うということであるが、一方で、ある事案では、廃業という状況でもなく、また、決算書においては多額の役員貸付金・機械装置・保証金といった資産が存在するというものもあった。現地調査結果では、会社に臨場し機械等は存在しないと判断していた。調査に瑕疵はないが、役員個人資産や関係先等を広範囲に調査すれば財産が見つかる場合もあったのではないかと。(意見)</p>	<p>滞納者の財産調査については、決算書及び現地確認を行うなど滞納処分できる財産の発見に努めることとし、財産の発見が難しい案件における調査範囲等については、必要に応じて役員や取引先等も含め広範囲に徹底した財産調査を行うこととした。</p>
<p>軽油引取税</p>	<p>地方税法は軽油引取税の徴収猶予制度を認めている。 軽油引取税の徴収猶予制度の運用について監査したところ、制度を適用しようとする特別徴収義務者からの徴収猶予申請書は、全て提出されており、法適用の形式的要件は満たしていた。 県税条例においても、申請書に、徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付させることとなっており、具体的には売掛明細書を提出させている。 ただし、猶予しなければならない資金繰り上の差し迫った特段の事情がない限り、できるかぎり徴収猶予は認めるべきではないと思料するところ、「売掛金明細書」は、特別徴収義務者が作成するもので、その記載内容を確認するために、適宜現地調査を行い、帳簿や納品書等の確認を行う必要がある。(意見)</p>	<p>軽油引取税の徴収猶予については、売掛金明細書による売掛金の確認に加え、適宜現地調査により、帳簿、納品書等の確認を行うこととした。</p>
<p>自動車税</p>	<p>自動車税の減免について、身体障害者等については、市町や県の福祉事務所に問い合わせを行い、確認しているが、自動車販売業者や社会福祉法人については、実態調査を行っていない。自動車販売業者が、減免を受けた商品車を自己使用するなど自動車税の減免対象外となるケースがないよう、抜き打ち的な実態調査が必要ではないかと。(意見)</p> <p>自動車税の徴収について、金沢県税事務所においては、納税者調査を試査すると、おおむね調査をしっかりと行っているものの、一部に執行停止・不納欠損までの過程に改善を期待したいものもあった。 例えば、預金調査を含めた財産調査を行い執行停止に繋げているが、調査時に残高数百円であったが時効間際に取引履歴では動きが見られたものについて、入金理由によっては滞納処分できた可能性もあった。 税の分野においても、3E的視点(経済的・有効的・効率的)を考慮し、また、常に公平性を忘れないことが重要である。(意見)</p>	<p>自動車税の減免を受けている自動車販売業者及び社会福祉法人に対し、現地において、使用実態の調査を行うこととした。</p> <p>執行停止等の滞納整理業務を適正に行うため、預貯金の取引履歴の確認等、正確な財産把握の調査を徹底して行うとともに、滞納整理の研修を通じて徴収職員の能力向上を図ることとした。</p>
<p>鉦区税</p>	<p>鉦区税は、鉦業原簿への登録内容により課税する賦課課税方式の税目であり、申告納税の税目ではないが、石川県税条例によれば、7日以内の申告が必要となっている。 設定、廃止は事前にわからず、事後に調査若しくは中部経済産業局からの通知により分かることから課税への支障はないが、申告義務があることを認識させていくことが必要であり、届出について周知を図ってはどうか。(意見)</p>	<p>鉦業権の設定や消滅、変更の申告義務については、県ホームページによる周知に加え、鉦業権取得者への納税通知書に、鉦業権の異動に係る申告義務に関する文書を同封し周知を図ることとした。</p>
<p>その他</p>	<p>証紙代金収納計器は県から一般社団法人石川県自動車会議所に2台無償貸与されているが、重要物品の管理票が添付されていなかったため、備品シールにより管理する必要がある。(意見)</p>	<p>県の備品にはシールを貼付することとされていることから、証紙代金収納計器について備品シールを貼付し、今後、現品を確認するなど適正に備品を管理することとした。</p>

	<p>証紙代金収納計器用始動票札は、自動車会館内にある税務課自動車税グループ分室において、ダイヤル式の手提げ金庫に収納し、保管されていた。</p> <p>手提げ金庫が置かれていたロッカーの中には既にナンバーの刻印された県税納付書・領収書も保管されていた。自動車会館は頻繁に外部の人間の立ち入るところでもあることから、セキュリティ上の対策として保管方法について改善すべきである。</p> <p>証紙代金収納計器用始動票札(現金入金と引き換えに会議所へ貸与しているもの)は換価性がないものの、その保管については、さらに鍵のかかる場所で保管することとしてはどうか。(意見)</p>	<p>証紙代金収納計器用始動票札については、鍵付き手提げ金庫に収納のうえ、施錠できる適切な場所に保管することとした。</p>
	<p>金沢県税事務所において、課税部門の書庫が手狭になり新書庫ができたが、鍵の貸出簿は旧書庫と同じものを使い、入退室管理している。貸出簿の記載が、どちらの書庫の鍵を指しているのか不明なので識別できるようにした方がよい。(意見)</p>	<p>鍵貸出簿については、新書庫と旧書庫に分け、識別できるようにした。</p>
	<p>金沢県税事務所の納税課で管理する大金庫には、通常、小切手等の現金等価物以外は保管していない。</p> <p>しかし、今回の実査で納税課親睦会の通帳が保管されていることを発見し、金庫管理者に尋ねたところ、公務に付随して発生する必要なもの(福利厚生関連)という扱いで保管したものとことであり、金庫の鍵は、職員2名で分散し管理しており、むやみに金庫を開錠できる体制はとっていないとのことであった。</p> <p>しかし、公金を納める金庫のあり方としては、親睦会は専ら金沢県税事務所職員等のためのものであり、公金を取り扱う金庫内での保管は控え、個人の机抽斗又はロッカー等で保管してはどうか。(意見)</p>	<p>大金庫の管理については、現金等価物以外保管しないことに改め、親睦会の通帳は、公金とは別の施錠できる場所に保管し管理することとした。</p>
<p>税務システム</p>	<p>外部者がサーバー設置室に入室する際、開錠後の複数外部者の入退出記録は入退出者自身が自ら入退出者管理簿へ記載しているのみで、管理者による入退出者管理簿の確認がなされていない。したがって、ネットワーク管理室(情報システム室管理)に倣い、入退出者管理を正確に行ってはどうか。(意見)</p>	<p>税務システムサーバー室の入退室の管理については、セキュリティポリシー対策基準に基づき、部外者の入退室時には必ず職員が立会い、同行者を含め全員分の入退室記録が管理簿に記載されているかを確認することとした。</p>
<p>滞納整理事務</p>	<p>徴収事務について、有効かつ効率的に事務運用を進める観点から、まず自動車税等の督促状発送件数を減らす方が重要と考えられるので、納税(納期内)のPR(口座振替制度の利用促進、コマーシャル、ポスター配布)を更に充実させてはどうか。(意見)</p> <p>インターネット公売は、近年のIT化の進展を十分に活用した滞納整理事務であり、納税を促すアナウンス効果も高いと思われる。県は、毎年、出品し滞納整理に活かしている。今後も、自動車税・法人2税・個人事業税滞納者等については、財産調査の早期着手及びPR効果の高い物品などの公売財産の早期発見に努めるとともに、インターネット公売の今以上の積極的活用が望まれる。(意見)</p> <p>自動車税の滞納処分の執行停止後に、執行停止を取り消した事例があった。</p> <p>当該滞納者については、他団体が財産調査を行い平成26年3月に執行停止処分をしたものであり、その団体の財産調査の結果を基に、県も平成26年12月に執行停止処分をしたところであるが、当該滞納者が自動車(H13年式換価価値10万円以下)を所有していたことが、翌27年度に判明し、滞納処分の執行停止を取り消した案件であり、資力があつたのではないかと疑われる。</p> <p>今回は、不十分な他団体の調査を鵜呑みにしたことで発生した事案であるが、単なるケアレスミスであり、当該滞納者の他の県税の賦課徴収程度は状況確認したほうがよい。(意見)</p>	<p>自動車税の納期限内納付の促進については、ポスターの掲示施設を拡大するなど、今後とも一層のPRに努める。</p> <p>滞納者に対する財産調査を徹底し、換価価値の高い財産や多くの公売参加が見込まれる財産の発見に努めるとともに、インターネット公売を積極的に活用した滞納整理を一層推進する。</p> <p>他団体が実施した滞納処分の執行停止処分に伴う財産調査の結果を基に行う場合であっても、自動車税等の県税の課税・登録状況を確認するよう担当者会議の場等で周知徹底を行った。</p>